

厚生年金と共済年金の主な相違点について

	厚生年金	共済年金
制度の意義（別紙1）	○ 労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること	○ 国共済（目的） 「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資すること」 （国共済法第1条） ○ 地共済（目的） 「地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資すること」 （地共済法第1条） ○ 私学共済（目的） 「私立学校教職員の福利厚生を図り、もって私立学校教育の振興に資すること」 （私学共済法第1条） ※ 国共済：国家公務員法による年金制度 （国家公務員法第107条） 地共済：地方公務員法による共済制度 （地方公務員法第43条） 私学共済：教育基本法及び国会の附帯決議を踏まえた制度 （教育基本法第6条及び私立学校振興会法附帯決議）
被保険者（組合員） 資格の年齢 制限	70歳まで （背景等） ○ 昭和60年改正において、 ・ 65歳が一般的な引退年齢であること、 ・ 年金受給しつつ保険料負担を行う不自然さの解消、 のため、65歳以後の年金制度への適用を除外。 ○ 平成12年改正において、 ・ 急速な少子高齢化の進行が見込まれること、 ・ 経済成長の鈍化や国際化の進展による企業の国際競争の激化、 といった状況の変化を踏まえ、将来世代の負担を過重としないための方策として、適用年齢を70歳までに引き上げた。	年齢制限なし（私学共済除く） （背景等） ○ 「職員」はすべて組合員とするいわゆる強制適用制を採っている。 ○ 私学共済については、教職員を加入者としているが、大学教員の定年年齢が高いことなどから高齢在職者の割合が他制度に比べて高いため、その給付と負担の均衡等を勘案し、平成元年の改正で65歳以上の教職員に対する長期給付の規定の適用については退職したものとみなすこととした。その後、平成12年の改正において、退職みなし年齢を70歳に引き上げている。
短時間労働者	○ 通常の労働者の労働時間・日数の概ね3/4以上の者に適用。 （背景等） ○ 公務部門の中で相対的に賃金水準が低い非常勤職員の多くは厚生年金適用（約43万人：平成16年度）。 ○ 短時間労働者への適用拡大が課題とされており、被用者年金一元化により、被用者全体で所得再分配を行う体制に移行することが必要。	○ 国共済・地共済： 常勤職員に準じる勤務形態の非常勤職員（常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者）に限って適用。 ○ 私学共済： 厚生年金と同じ。 （背景等） ○ 公務員制度の一環としての性格を有するので、適用範囲については、非常勤職員に営利企業への再就職制限、兼業禁止等の制限が課されていないことや、退職手当法や宿舍法との均衡などを考慮。
未支給の保険給付	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	死亡した者によって生計を維持した配偶者、子、父母、孫、祖父母、遺族がないときは相続人
他制度の加入期間に係る給付の取扱い	他制度との間で相互に自制度とみなす措置なし。 （昭和60年改正前までは船員保険との間であり。）	国共済と地共済の間で相互に自制度とみなす措置あり。 （背景等） ○ 国共済組合員が地共済組合員、又は、地共済組合員が国共済組合員となったとき、長期給付に関する規定の適用について、退職はなかったものとみなし、その者にかかる積立金を相互に移換することとしている。 ○ これは、地共済法施行時、制度内容が概ね同一内容であり、また、沿革的にも類似しているためとられたもの。
老齢給付	【職域部分】 設計なし	【職域部分】 厚生年金相当部分（2階）の20%（※）を支給 ・ 在職中は支給停止。 ・ 禁固以上の刑、懲戒処分を受けたときは一部カット。 ※支給割合は加入期間、生年月日で違う。 ・ 組合員期間20年以上：5～20% ・ 組合員期間1年以上20年未満：2.5～10% （背景等） ○ 共済年金制度が、公的年金制度としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格も有するために、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等の特殊な立

	厚生年金	共済年金
		場を考え、公務員等の退職後の生活の安定に寄与する目的で設けられた。
		○ 民間企業の企業年金等とのバランスを考慮して設けられた。
	【支給開始年齢】(別紙2) 60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～) (背景等) ○ 女子の支給開始年齢は、特例措置により昭和15年4月2日以降に生まれた者から60歳支給開始とされており、男子と同じスケジュールとした場合、60歳支給開始となった翌年度の生まれの者から61歳支給開始となることから、5年遅れのスケジュールとしている。 ※ 男子は昭和16年4月2日以降生まれから、支給開始年齢引上げ開始。 (参考) 65歳支給開始完全引上者 一般男子：昭和36年4月2日以降生まれの者(2025～) 一般女子：昭和41年4月2日以降生まれの者(2030～)	【支給開始年齢】(別紙2) 60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～) (参考) 65歳支給開始完全引上者 男女とも昭和36年4月2日以降生まれの者(2025～)
	【在職中の給付調整】(別紙3) ○ 制度内(厚生年金被保険者) ・ 65歳までは低在老方式。 ・ 65歳以降は高在老方式。 ○ 制度間(共済年金加入者) ・ 支給停止なし。 (背景等) ○ 老齢年金は、退職後の所得保障のため、退職が要件とされており、在職中は全額支給停止。ただし、報酬の低い者には、在職老齢年金を支給。 ○ 平成6年改正により、在職中であっても年金を支給することを原則とする新たな仕組みに見直した。 ・ 60歳台前半の給付調整については、賃金と年金で生活を支える期間と位置づけ、雇用政策と連携のとれた制度としている。 ・ 60歳台後半の給付調整については、少子高齢化の急速な進行に伴い、 ・ 将来世代の保険料負担が上昇していく中、十分な賃金の得られる高齢者が、保険料負担を免除され、かつ、満額の年金支給を受けることは保険料を負担する将来世代の理解が得にくい、 ・ 賃金のある高齢者には、なお「現役」として年金制度を支える側に立ってもらいたいことが望ましい、 ○ 平成16年改正により、70歳以上の厚生年金適用事業所に使用される者に対しても給付調整を行うこととされた。 ※ 共済組合員である厚生年金受給権者に対して給付調整を行うには、膨大な受給権者について、 ・ 各共済年金の加入員情報との照合を行い、支給停止の有無や支給停止額を計算する必要があり、非常に大きな作業量とコストが生じる、 ・ 民間サラリーマン〇Ｂが高齢になってから公務員として働くというのは、現状では比較的稀なケースである、 ことから、現実を踏まえた慎重な検討が必要だったため、平成16年改正での対応は見送られた。	【在職中の給付調整】(別紙3) ○ 制度内(共済年金加入者) ・ 厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※ 私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○ 制度間(厚生年金被保険者等(※)) ・ 厚年高在老方式。 ※ 私学共済受給権者にあつては国・地共済加入者・国会議員・地方議会議員を、国・地共済受給権者にあつては私学共済加入者・国会議員・地方議会議員を含む。 (背景等) ○ 共済年金受給権者が共済組合加入者の場合、原則、全額支給停止。ただし、報酬の低い者には、厚生年金相当部分を一部支給。 ○ 共済年金受給権者が他の被用者年金加入者等の場合、厚年高在老方式を導入(平成16年4月から)。
	【60歳前の繰上げ年金】(別紙2) なし。	【60歳前の繰上げ年金】(別紙2) 組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。 (背景等) ○ 昭和60年改正において昭和60年改正前の減額退職年金制度を廃止し、同趣旨の制度を経過的に存続させたもの。減額退職年金は、恩給と共済年金の統合時、恩給は45歳、共済年金は50歳としていた支給開始年齢を55歳に引き上げたことによる期待権の保障として設けられた。 ○ 自己都合による退職と勧奨による退職により、繰上げできる年齢が異なる。

	厚生年金	共済年金
障害給付	【支給要件】 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。 （背景等） ○ 昭和60年改正前は厚生年金被保険者期間が6月以上あることが要件としてあったが、改正後、基礎年金制度導入に伴い、厚生年金の障害年金を定額の障害基礎年金と報酬比例の障害厚生年金との2階建年金として構成し、両年金の支給要件を揃えることとなった。そのため、従来の国民年金の障害年金の支給要件に改められた。（1・2階の支給要件は同一）	【支給要件】 保険料納付要件なし。 （背景等） ○ 昭和60年改正前は組合員期間又は公的年金期間を通算した期間が1年以上あることが要件としてあったが、改正後は初診日が組合員期間中にあればよいとし、基礎年金が支給されない場合、年金額の最低保障を行うこととされた。（1・2階の支給要件は相違）
	【職域部分】 設計なし。	【職域部分】 老齢（退職給付）と同様。 （背景等） ○ 老齢（退職）給付と同様、公務員制度等の一環として支給。
	【在職中の給付調整】（別紙3） 制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	【在職中の給付調整】（別紙3） ○ 制度内（共済年金加入者） ・ 厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※ 私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○ 制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・ 厚年高在老方式。 ※ 私学共済受給権者にあつては国・地共済加入者・国会議員・地方議会議員を、国・地共済受給権者にあつては私学共済加入者・国会議員・地方議会議員を含む。 （背景等） ○ 共済年金受給権者が共済組合加入者等の場合、原則、全額支給停止。ただし、報酬の低い者には、厚生年金相当部分を一部支給。 ○ 共済年金受給権者が他の被用者年金加入者等の場合、厚年高在老方式を導入（平成16年4月から）。
	【労災との調整】 年金はそのまま。災害補償を減額。 （背景等） ○ 労働者災害補償保険法による障害補償年金等と障害厚生年金は、労働者を対象とする社会保障制度であり、同一の保険事故に対して支給される場合、給付調整することとされている。 ○ 具体的には、障害厚生年金については、全額支給。労働者災害補償法による障害補償年金等については、政令で定める率に相当する部分を支給。	【労災との調整】 年金（3階の一部）を減額。災害補償はそのまま。 （背景等） ○ 公務上の傷病により支給される障害共済年金の職域部分と国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金等の重複給付部分について給付調整を行う。 ○ 具体的には、公務上の傷病により支給される障害共済年金の職域部分のうち公務上の独自給付部分を給付調整の対象額とし、国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金等は全額支給とする。
遺族給付	【支給要件】 死亡日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。 （背景等） ○ 昭和60年改正の基礎年金制度の導入に伴い、厚生年金の遺族年金を定額の遺族基礎年金と報酬比例の遺族厚生年金との2階建年金として構成し、両年金の支給要件を揃えることとなった。そのため、従来の国民年金における遺族年金の支給要件に改められた。	【支給要件】 保険料納付要件なし。
	【遺族の範囲】 夫、父母、祖父母については、「55歳以上であること」の要件あり。（支給開始は60歳） 子、孫について、障害者であっても20歳になると失権。 （背景等） ○ 昭和60年改正により、20歳より障害基礎年金による所得保障が行われることから失権。	【遺族の範囲】 遺族の範囲に関して、夫、父母、祖父母については、年齢制限なし。（支給開始は60歳） 子、孫について、1、2級の障害者であれば支給継続。 （背景等） ○ 1、2級の障害者は就労年齢に達しても労働が高度の制限を受けることから支給継続。

	厚生年金	共済年金
	【転給の有無】 先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。 【職域部分】 設計なし。 【中高齢寡婦加算】 夫死亡時35歳以上の妻に40歳から支給。 （平成19年4月から夫死亡時40歳以上の妻に支給。） 【労災との調整】 年金はそのまま。災害補償を減額。 （背景等） ○ 労働者災害補償保険法による遺族補償年金等と遺族厚生年金は、労働者を対象とする社会保障制度であり、同一の保険事故に対して支給される場合、給付調整することとされている。 ○ 具体的には、遺族厚生年金については、全額支給。労働者災害補償法による遺族補償年金等については、政令で定める率に相当する部分を支給。	【転給の有無】 先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給有り）。 （背景等） ○ 転給制度は、恩給制度を引き継ぐ主として沿革的な理由による。 【職域部分】 老齢（退職）給付と同様。 （背景等） ○ 退職給付と同様、公務員制度等の一環として支給。 【中高齢寡婦加算】 夫死亡時の年齢に関係なく40歳から支給。 【労災との調整】 年金（3階の一部）を減額。災害補償はそのまま。 （背景等） ○ 公務上により支給される遺族共済年金の職域部分と国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金等の重複給付部分について給付調整を行う。 ○ 具体的には、公務上により支給される遺族共済年金の職域部分のうち公務上の独自給付部分を給付調整の対象額とし、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金等は全額支給とする。
保険料率	【保険料率】 保険料率は法律で定める。 ・現在：14.288%：平成17年9月～ ・上限：18.300%（平成29年9月に到達） （背景等） ○ 将来の現役世代の過重な負担を回避するため、将来の保険料水準の上限を設定し、その範囲内で給付水準を調整する保険料水準固定方式を採用。	【保険料率】 保険料率は5年毎の財政再計算時に定款で定める。 ・現在 （国共済） 14.638%：平成17年9月～ （地共済） 給料17.1725%（※） 賞与13.738% ※ 給料を標準報酬ベースに換算（1.25倍）すると13.738%：平成17年9月～ （私学共済） 10.814%：平成17年4月～ ・上限：現時点では未定 （背景等） ○ 共済年金の財政状況、成熟の度合等が厚生年金と異なることから、保険料水準を固定することは困難なため、5年ごとに財政再計算を行い、保険料率を決定していくこととされた。
	【保険料賦課ベース】 手当等を含めた報酬月額から標準報酬月額、賞与から標準賞与額を決定し保険料賦課。 （背景等） ○ 手当等を含めた労務の対価（標準報酬）に対して保険料賦課。	【保険料賦課ベース】 国共済：厚生年金と同様 地共済：手当等を含めない給料及び賞与であり、各々に対し上記の掛金率で賦課（即ち、給料分は17.1725%、賞与は13.738%）。 私学共済：厚生年金と同様 （背景等） ○ 地共済においては、各地方公共団体により手当などに違いがあることから、本俸に保険料賦課。ただし、掛金率は手当割合（0.25）を加味。逆に、給付は保険料賦課対象の給料に手当割合（0.25）を加味した給与月額を用いて算定。
年金額算定基礎	全加入期間の報酬の平均を基礎。 （背景等） ○ 広範な民間労働者を対象としているため、賃金の実態からみて、最終賃金を年金額の算定基礎とすることは合理的であるとは言えないことから、平均標準報酬額としていた。	昭和61年4月以降全加入期間の報酬等の平均を基礎。 昭和61年3月以前は次のとおり。 国共済：昭和61年3月までは俸給年額制。給付事由が生じた日の属する月以前直前1年間の月平均の1.2倍した額（旧公企体は最終俸給）としていた。 地共済：昭和61年3月までは平均給料年額制。給付事由が生じた日の属する月以前直前3年間の給料の月平均の1.2倍した額としていた。 私学共済：昭和61年3月までは平均標準給与年額制。給付事由が生じた日の属する月以前直前1年間の標準給与の月平均の1.2倍した額としていた。 （背景等） ○ 昭和60年改正において公的年金制度の一元化の観点から共済年金にも基礎年金を導入するとともに、共済年金を厚生年金相当部分と職域年金相当部分とに区分し、厚生年金相当部分の水準等を厚生年金にあわせた。

	厚生年金	共済年金
支給要件の特例	【中高齢特例】 40歳（女子については、35歳）に達した月以後の被保険者期間が15年以上あるとき、老齢年金の受給資格要件をみたすこととした。 昭和22年4月1日以前生まれ 15年 昭和22年4月2日～ 16年 昭和23年4月2日～ 17年 昭和24年4月2日～ 18年 昭和25年4月2日～ 19年 昭和26年4月2日～ 20年 （背景等） ○ 中年以後に被保険者となった場合でも老齢年金が受給可能となるよう措置。	【中高齢特例】 特例なし。
国庫負担等	【追加費用】 なし。	【追加費用】 共済年金給付のうち過去の恩給期間等に対する部分について、国等が負担するその給付費用（私学共済は除く）。 （背景等） ○ 現在の共済年金制度創設時、恩給期間を共済期間に引き継ぐこととし、恩給は国庫が負担していることと同じ扱いとしているもの。
一時金	【一時金の返還】 脱退手当金（昭和60年改正により廃止されたが、経過措置として残る。）を返還する仕組みはない。	【一時金の返還】 組合員期間を1年以上有する者が、昭和54年12月31日までに退職し、退職年金等の受給権を有しない場合、退職一時金が支給されていた。（昭和55年1月以降廃止。） 昭和60年改正により、退職共済年金については、退職一時金算定基礎期間を含む組合員期間を計算の基礎とすることとされたことに伴い、過去に退職一時金の支給を受けながら、その後退職共済年金を受給することとなったときは、退職一時金に利子相当分を加えて返還することとされた。 （背景等） ○ 昭和60年改正前においては、退職一時金算定基礎期間を含めて年金額を算出後、その期間年数1年につき俸給年額の100分の1.4に相当する金額を控除していた。 ○ しかし、過去に支給された退職一時金の額に比べて年金額から控除される金額が相対的に多額となる場合が多いことから、利子相当分を加算した額を返還することとされた。
その他		【地方公共団体の長に係る特例】 地方公共団体の長であった期間が12年以上である者に支給する共済年金の額は、 $2 \text{ 階部分} + 3 \text{ 階部分} + \text{平均給与月額} \times 43.846 / 100$ （背景等） ○ 地方公務員である地方公共団体の長については、一般組合員と同様に地共済法の規定が適用されるが、その就任が住民の公選によるものであるとともに、その職に任期の定めがあること及びその職務と責任とが重要であること等の理由により、退職年金条例と同様の趣旨に基づき講じられたもの。

国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

第八節 退職年金制度

（退職年金制度）

第一百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。

- 2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。
- 3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。
- 4 前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

第一款 厚生福利制度

（厚生制度）

第四十二条 地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

（共済制度）

第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

- 2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金に関する制度が含まれていなければならない。
- 3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。
- 4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。
- 6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

【昭和26年第13回国会における私立学校振興会法附帯決議（衆議院 文部委員会）】

私立学校教職員の福利厚生対策については、教育基本法第6条の趣旨に基づき、国公立学校の教職員と均衡の保てるような別途の方策を考慮すること。

【教育基本法】

第6条（学校教育）

- ① 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- ② 法律の定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

○厚生年金保険法

(昭和二十九年五月十九日法律第百十五号) (抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。

○地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年九月八日法律第百五十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、地方公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方議会議員及び地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。

2 (略)

○国家公務員共済組合法

(昭和三十三年五月一日法律第百二十八号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、国家公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

2 (略)

○私立学校教職員共済法

(昭和二十八年八月二十一日法律第百四十五号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度(以下「私立学校教職員共済制度」という。)を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金			
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等	
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭和 7.4.1 以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55
昭和 7.4.2～昭和 8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56
昭和 8.4.2～昭和 9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃
昭和 9.4.2～昭和 10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57
昭和 10.4.2～昭和 11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃
昭和 11.4.2～昭和 12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58
昭和 12.4.2～昭和 13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	60	60	〃	〃
昭和 13.4.2～昭和 14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃	〃	〃	59	59
昭和 14.4.2～昭和 15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 15.4.2～昭和 16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃	〃	〃	60	60
昭和 16.4.2～昭和 17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃
昭和 17.4.2～昭和 18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 18.4.2～昭和 19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃
昭和 19.4.2～昭和 20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 20.4.2～昭和 21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃
昭和 21.4.2～昭和 22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃
昭和 22.4.2～昭和 23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃
昭和 23.4.2～昭和 24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃
昭和 24.4.2～昭和 25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃
昭和 25.4.2～昭和 26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃
昭和 26.4.2～昭和 27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃
昭和 27.4.2～昭和 28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃
昭和 28.4.2～昭和 29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃
昭和 29.4.2～昭和 30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃
昭和 30.4.2～昭和 31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃
昭和 31.4.2～昭和 32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 32.4.2～昭和 33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃
昭和 33.4.2～昭和 34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃
昭和 34.4.2～昭和 35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61
昭和 35.4.2～昭和 36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃
昭和 36.4.2～昭和 37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62
昭和 37.4.2～昭和 38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃
昭和 38.4.2～昭和 39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63
昭和 39.4.2～昭和 40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃
昭和 40.4.2～昭和 41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64
昭和 41.4.2～昭和 42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勤奨退職)
昭和 5. 7. 1 以前	5 6	5 1	4 6
昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1	5 7	5 2	4 7
昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1	5 8	5 3	4 8
昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1	5 9	5 4	4 9

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [老齢(退職)給付版]

	厚生年金被保険者			国・地共済組合員			私学共済組合員		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額＋(年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額＋(年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い

[障害給付版]

	厚生年金被保険者			国・地共済組合員			私学共済組合員		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金（標準報酬月額＋（年間賞与÷12））と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が支給停止調整額（48万円）に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金（標準報酬月額＋（年間賞与÷12））と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が支給停止調整開始額（28万円：2対1調整の基準額）に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額（48万円：1対1調整の基準額）を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。